

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

① 地域の概要・立地

大仙市は秋田県の内陸南部に位置し、東は仙北市や岩手県と、南は横手市・美郷町と西は秋田市・由利本荘市と、北は秋田市・仙北市と、それぞれ接している。

また、大仙市は仙北平野の中央部に位置し、東方に奥羽山脈、西方に出羽丘陵が縦走り、その間を流れる雄物川とその支流である玉川に沿った、国内有数の肥沃な穀倉地帯である。

平成17年3月に8市町村（旧大曲市、旧神岡町、旧西仙北町、旧中仙町、旧協和町、旧南外村、旧仙北町、旧太田町）が合併し、現在の市域となっている。

大仙市商工会は、平成20年4月に旧西仙協和商工会、旧中仙町商工会、旧太田町商工会、旧神岡南外商工会、旧仙北町商工会の5商工会が合併して設立され、管轄する地区は旧大曲市を除いた旧7町村となっている。



② 想定される地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、当会が管轄する全地区で2mを超える浸水が想定される箇所がある。さらに、西仙北・太田・神岡・仙北地区の市街地地域では5mを超える浸水が想定されている箇所もある。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市において、地滑り、急傾斜地崩壊、土石流による大きな災害発生は記録されていないものの、当市のハザードマップによると、当会が管轄する7つの地区内で、土砂災害の発生が想定される箇所は、地すべり危険地区が26箇所、急傾斜地崩壊危険区域が145箇所、土石流危険渓流地域は244箇所となっており、その多くは人家が点在する中山間地である。

● 土砂災害警戒区域

地区 災害種別	西仙北地区	協和地区	中仙地区	太田地区	神岡地区	南外地区	仙北地区	合計
地すべり危険区域	0	4	0	4	0	18	0	26
急傾斜地崩壊危険区域	70	36	5	1	4	29	0	145
土石流危険渓流地域	95	42	17	5	3	82	0	244
合計	165	82	22	10	7	129	0	415

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、今後30年間で震度6弱以上の揺れに見舞われる確率は、管内の大部分が0.1～3%となっているが、西仙北・協和・中仙・神岡地区の一部地域では6～26%の地点も存在する。

(感染症)

新型コロナウイルスは感染力が強く、感染拡大や長期化により地域の経済活動に多大な影響を及ぼしている。また、新型コロナウイルスは治療に効果的な薬品やワクチンが開発途中であることから、「人と人との間隔確保」「三密の回避」「マスク着用や手洗いの徹底」など一人ひとりの行動が感染拡大防止を図るうえで重要となっている。

(2) 商工業者の現状（令和2年4月1日現在：当会商工業者名簿による）

- ・ 商工業者数 1,691人
- ・ 小規模事業者数 1,547人

【内 訳】

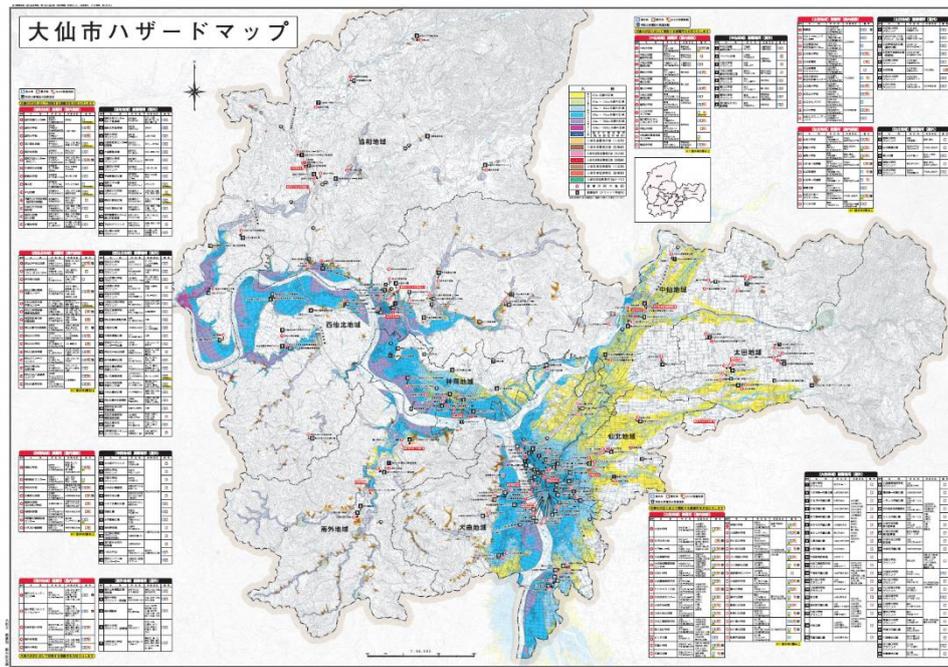
業 種	商工業者数	小規模事業者数	事業所の立地状況等
製 造 業	209	165	地区内各地に点在
建 設 業	411	392	地区内各地に点在
卸・小売業	412	372	地区内に広く分布、商業集積地の一部が浸水想定区域に立地している
サービス業	512	487	地区内に広く分布、商業集積地の一部が浸水想定区域に立地している
そ の 他	147	131	地区内各地に点在
合 計	1,691	1,547	

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

① 防災計画の策定

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び大仙市防災会議条例（平成17年条例331号）に基づき、当市の地域における災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有する「大仙市地域防災計画」を策定。市の地域における大規模災害に対処するため、予防対策、応急対策及び復旧・復興対策について、秋田県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等を含めた総合的かつ計画的な防災対策を定め、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに被害を軽減し、市民の誰もが安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりの推進に資することを目的とする。



② 防災訓練の実施

地域防災計画の習熟及び防災技術の向上、訓練参加者の防災意識の高揚等を図るため、総合防災訓練を実施。昨年度は、大仙市地域防災訓練計画に基づき、防災関係者（市・警察・消防・自衛隊）、地域住民、日赤奉仕団、中学生等が参加し、以下の想定で実施した。

- ・大雨により雄物川及び支流が氾濫。市長が災害対策本部を設置し市で避難勧告を発令
- ・その後震度5強の地震が発生
- ・浸水や土砂災害等による被害状況に基づき、住民の救助・救済活動を行う

③ 防災備品の備蓄

大仙市地域防災計画並びに秋田県地域防災計画における県及び市町村の公的備蓄の分担に基づき、食料、生活必需品である主食（健常者用/要配慮者用）、飲料水、粉ミルク、液体ミルク、ほ乳瓶、毛布、石油ストーブ、トイレ袋、トイレットペーパー、紙おむつ（大人用/子供用）、生理用品、自家発電機、投光器、コードリール、燃料携行缶、タオル、飲料水袋、医薬品セット等について、目標数量である1, 320人分を備蓄している。

2) 当会の取組

① 事業者BCPに関する国の施策等の周知

小規模事業者の災害発生リスクに対する備えの必要性について周知を図るため、国の「中小企業BCPの策定促進に向けて」などの小冊子やリーフレット等が発行される都度、巡回訪問等による配付を行っている。

② 事業者BCP策定セミナーの開催

これまで、当会主催での小規模事業者向けBCP策定セミナーを開催したことはなく、関係機関や損害保険会社等が主催する危機管理やBCP策定の必要性に関するセミナーについて、管内小規模事業者への周知や実施協力を行っている。

③ 損害保険への加入促進

小規模事業者に対する火災や地震などによる財産のリスクをはじめ、経営、休業、自動車、労災事故、賠償責任など6つのリスクに備える16種の損害保険等について「リスク管理チェックシート」を用いて提案し、全国商工会連合会、秋田県商工会連合会、秋田県火災共済協同組合等と連携した普及・加入促進を行っている。

④ 防災備蓄品

大仙市防災ラジオ、LEDライト、ブルーシート、予備乾電池、ヘルメット、軍手、タオル、ゴミ袋、ライター、工具類などをそれぞれ備蓄している。

⑤ 防災訓練への参加

当会が所在するJR刈和野駅舎と西仙北支所会館は建物が接続しており、平成28年度までは駅舎2階に飲食店が入居していたことから、当会、JR刈和野駅、飲食店の関係者による自衛消防訓練を定期的実施していた。しかしながら、飲食店の退去に伴い、近年は消防用設備等の各種点検報告のみに留まっている。

また、当市が市内の各家庭や職場、学校など市民参加型で一斉に実施している防災行動訓練「シェイクアウト訓練」に当会本所及び全支所の職員が参加し、いざというときに自分の身を守るための安全行動の確認を行っている。

II 課題

現状では、当会と当市における災害時の取組みは、大仙市地域防災計画の防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱により、当会が災害時に果たすべき業務は示されているものの、緊急時の取組について明確な取り決めがなく、具体的な協力体制などを明記したマニュアルが整備されていない。

更には、リスクに備えた共済・保険並びに事業者BCPについて、事業者への周知が十分に行っていないといった課題が浮き彫りになっている。

III 目標

大仙市地域防災計画に基づき、当会と当市は自然災害による被害や新型コロナウイルス等感染症による影響への対策に連携して取組んでいく。

①地区内小規模事業者に対するBCP策定支援の強化

災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や損保会社等との連携による個別支援体制を構築し、小規模事業者のBCP策定支援を強化する。

②被害の把握・報告ルートの確立

発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。

③速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

発災後の応急対策や復興支援策とともに、新型コロナウイルス等感染症発生時に速やかな対応が図れるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに秋田県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

大仙市地域防災計画に基づき、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ① 経営指導員等による巡回訪問時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ② 商工会報や大仙市広報（だいせん日和）、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ③ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。さらに、高度な事業者BCP計画の策定時には専門家を招聘して個社支援を行うほか、普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

令和3年度中に作成予定。

3) 関係団体等との連携

- ① 秋田県火災共済協同組合をはじめ、連携する損保会社等に専門家の派遣を依頼し協力を求める。
- ② 関係機関への普及啓発ポスターの掲示やリーフレット等の備え付けを依頼する。

4) フォローアップ

- ① 管内小規模事業者の事業者BCP、事業継続力強化計画の作成支援及び取組状況の確認を行う。
- ② 当会と当市により、事業継続力強化支援に関する状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

自然災害（震度6弱以上の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助を第一優先とし、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後 2 時間以内に職員間の安否確認と状況報告を行う。

(SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否とともに、大まかな被害状況に関する情報(家屋被害や道路状況等)等を当会と当市で共有する。)

2) 応急対策の方針決定

- ① 当会と当市の間で被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

(地震・豪雨など突発的災害における例)

職員自身の判断で命の危険を感じる突発的災害状況の場合は、出勤を見合わせ、職員自身の安全を確保し、状況に応じて出勤する。等。

- ② 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

- ③ 大まかな被害状況を確認し、3 日以内に情報共有を図る。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 10% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している・地区内 1% 程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 1% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 0.1% 程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ④ 本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

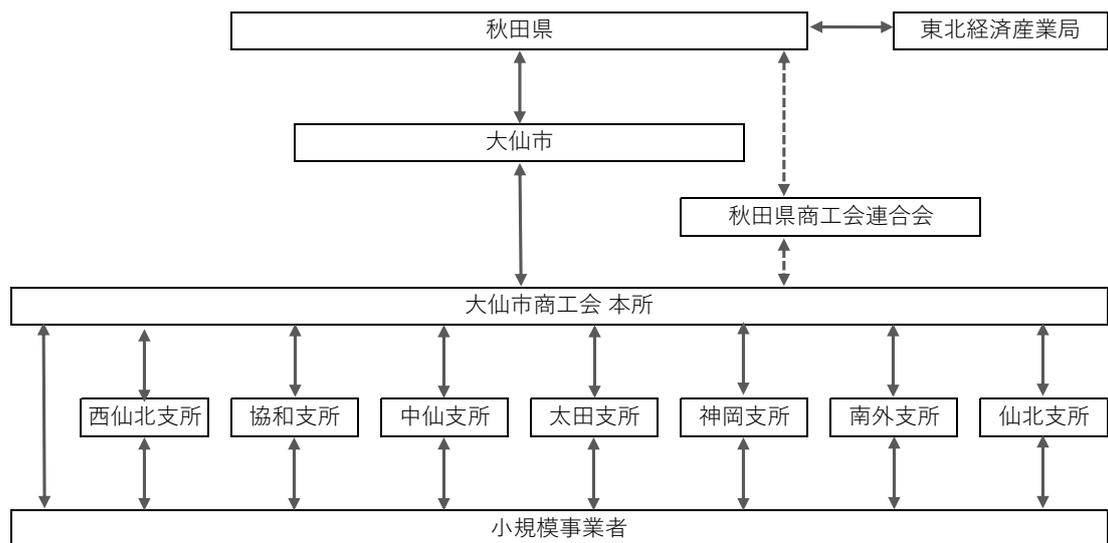
発災後～1 週間	1 日に 3 回共有する
1 週間～2 週間	1 日に 2 回共有する
2 週間～1 ヶ月	1 日に 1 回共有する
1 ヶ月以降	2 日に 1 回共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ① 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

- ② 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて定める。

- ③ 当会と当市は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。



④ 当会と当市が共有した情報を、秋田県の指定する方法により当市から秋田県へ報告する。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ① 相談窓口の開設方法について当市と相談し、安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する（当会は、「国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する」）。
- ② 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ③ 応急時に有効な被災事業者施策（国や秋田県、大仙市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

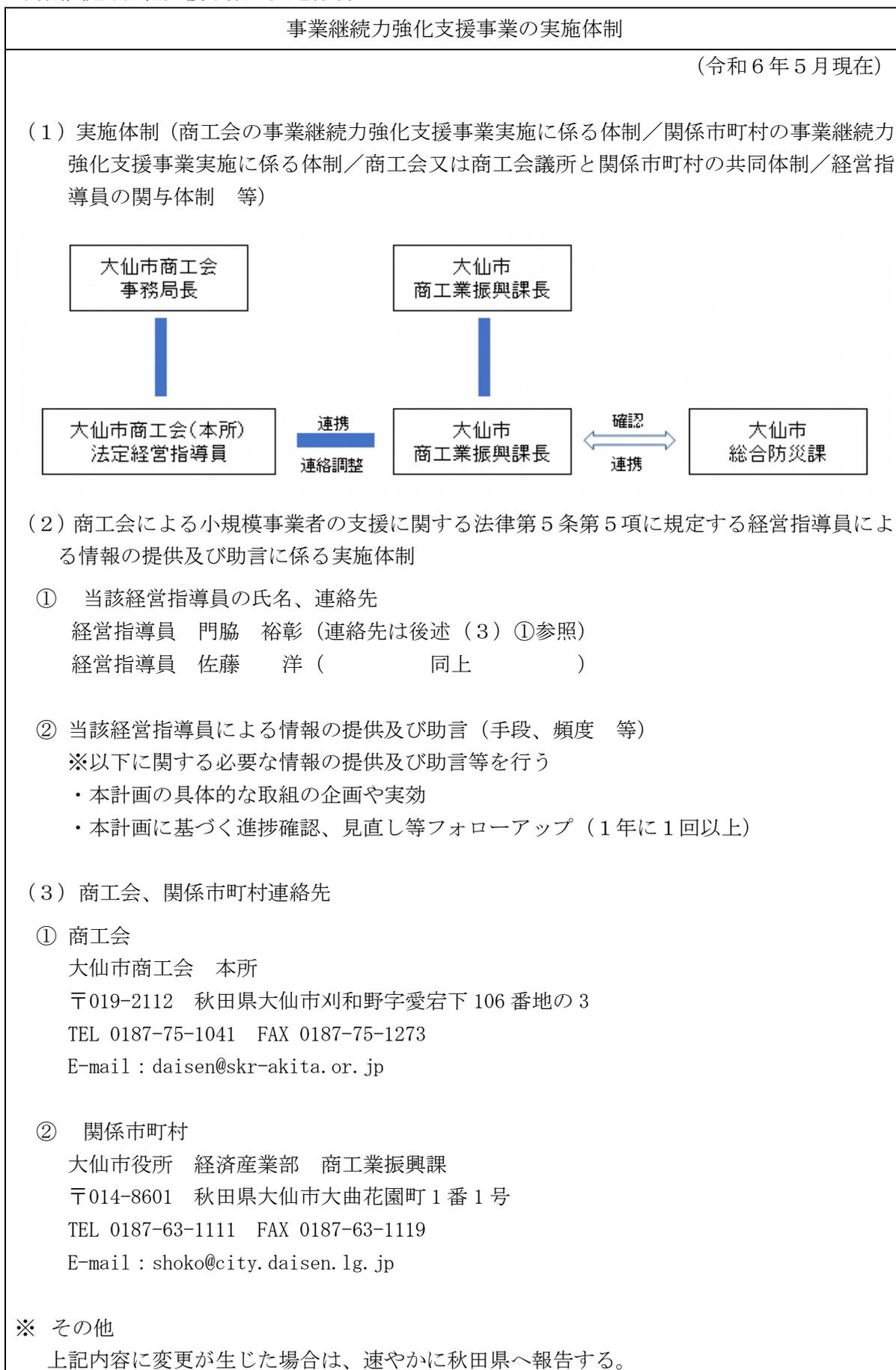
- ① 秋田県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ② 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を秋田県等に相談する。

※ その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに秋田県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	450	520	650	650	650
・ 専門家派遣費	130	195	325	325	325
・ セミナー開催費	162	162	162	162	162
・ チラシ作成費	152	152	152	152	152
・ 消耗品費	6	11	11	11	11

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、大仙市補助金、秋田県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携して事業を実施する者の役割	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携体制図等	
① ② ③	